

平成30年11月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年11月20日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会



## 議事日程第 1 号

平成30年11月20日（火）

- |     |            |  |
|-----|------------|--|
| 第 1 | 議席の指定      |  |
| 第 2 | 会議録署名議員の指名 |  |
| 第 3 | 会期の決定      |  |
| 第 4 | 認定第 1 号    | 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について                          |
| 第 5 | 認定第 2 号    | 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                   |
| 第 6 | 議案第13号     | 岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて      |
| 第 7 | 議案第14号     | 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて  |
| 第 8 | 議案第15号     | 平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分に関し承認を求めることについて |
| 第 9 | 議案第16号     | 損害賠償請求控訴事件における上告受理申立ての専決処分に関し承認を求めることについて                      |
| 第10 | 議案第17号     | 平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）                            |
| 第11 | 議案第18号     | 平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）                     |

---

### 本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

---

出席議員（28名）

1番 澤里富雄君  
3番 本館憲一君  
5番 竹花邦彦君  
7番 村田芳三君  
10番 本田秀一君  
12番 千田恭平君  
14番 海老原正人君  
16番 石亀貢君  
19番 鈴木雅彦君  
22番 小松則明君  
24番 田中二郎君  
27番 千田力君  
29番 阿部吉衛君  
31番 北條喜久男君

2番 菅原恒雄君  
4番 小原享子君  
6番 千葉盛君  
8番 関善次郎君  
11番 菊池美也君  
13番 及川修一君  
15番 桜井博義君  
18番 小松聡純君  
20番 早川久衛君  
23番 高宮一明君  
26番 上山文雄君  
28番 寺崎敏子君  
30番 林崎竟次郎君  
33番 佐々木芳利君

#### 欠席議員（5名）

9番 梶屋伸夫君  
21番 阿部祐一君  
32番 米倉清志君

17番 廣内和之君  
25番 金沢秀男君

---

#### 説明のため出席した者

広域連合長 谷藤裕明君  
代表監査委員 菅原和彦君  
次長兼  
総務課長  
米澤勉君  
会計管理者兼  
会計室長 及川哲也君

副広域連合長 山本賢一君  
事務局長 吉田春彦君  
業務課長 小山泰光君

#### 職務のため出席した者

議会書記長 米澤 勉 君      議会書記 早坂 邦彦 君  
議会書記 小倉 匠 君      議会書記 前田 正利 君

---

開会 午後 2時00分

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅原恒雄君） それでは、これより平成30年11月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は28名であります。

欠席の通告は、柗屋伸夫議員、廣内和之議員、阿部祐一議員、金沢秀男議員、米倉清志議員、以上5名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（菅原恒雄君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告4件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

---

#### ◎議席の指定

○議長（菅原恒雄君） 本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めてまいります。

日程第1、議席の指定を行います。

新たに広域連合議会議員に2名の方が選出されましたことに伴い、議席を議長において指定いたします。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

米澤書記長。

○議会書記長（米澤 勉君） 議席番号3番 本館憲一議員、11番 菊池美也議員。

以上でございます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅原恒雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、22番 小松則明議員、23番 高宮一明議員の2名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（菅原恒雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第4、認定第1号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一

般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、お手元に配付してございます議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第1号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。この議案書のほかに、別冊の平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入でございますが、歳入合計、予算現額1億9,873万2,000円に対しまして、収入済額は1億9,875万4,627円で、予算額に対する収入済額の比率は100%でございます。

次に3ページ、4ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額1億9,873万2,000円に対しまして、支出済額は1億9,091万838円で、執行率は96.1%、不用額は782万1,162円となっております。

4ページの表外、下段を御覧願います。

平成29年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は784万3,789円となり、これを翌年度へ繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

及川会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（及川哲也君） それでは、一般会計歳入歳出決算書の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算書5ページから14ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。

初めに、歳入であります。第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などの共通経費に係る市町村の負担金であります。

第4款財産収入から、7、8ページにまいりまして、第7款繰越金までの内容につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

第8款諸収入の第1項預金利子は、歳計現金の運用に係る利子収入で、歳入予算額の割合により特別会計と案分し、計上しております。

第2項雑入は、8ページの備考欄に記載のとおり、職員用に借り上げている住宅の使用に係る職員の自己負担分などとなっております。

9、10ページをお開き願います。

歳出であります。第2款総務費の第1項総務管理費の内容につきましては、10ページ、12ページの備考欄に記載してありますように、広域連合事務局の管理に要する事務的経費のほか、派遣職員に係る人件費を派遣元市町村に支払う負担金や財政調整基金の積立金などがあります。

次に、11、12ページ、第2項選挙費の支出はありませんでした。

13ページ、第3項監査委員費につきましては、14ページの備考欄に記載のとおりの内容となっております。

第4款予備費の支出はありませんでした。

以上で、一般会計歳入歳出決算についての説明を終わりますが、決算書のほかに、地方自治法第233条第1項及び第5項に基づく実質収支に関する調書や財産に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、あわせて御参照願います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菅原代表監査委員。

○代表監査委員（菅原和彦君） 地方自治法の規定に基づき、平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、広域連合長宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類は、関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。



以上、一般会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定することに決しました。

---

#### ◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第5、認定第2号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） それでは、議案書の2ページをお開き願います。

認定第2号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

別冊の平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存

じます。

まず、15ページ、16ページをお開き願います。

歳入でございますが、歳入合計、予算現額1,585億1,209万1,000円に対しまして、収入済額は1,611億403万5,219円で、予算額に対する収入済額の比率は101.6%となっております。なお、収入未済額が982万8,350円となっておりますが、第三者行為に係る損害賠償金、医療給付に係る返納金等でございます。

次に、17ページ、18ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計、予算現額1,585億1,209万1,000円に対しまして、支出済額が1,572億2,951万2,422円で、執行率は99.2%でございます。不用額は12億8,257万8,578円となっております。

18ページの表下段を御覧願います。

平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額は38億7,452万2,797円となり、これを翌年度に繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 審議に先立ち、会計管理者から平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について説明があります。

及川会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（及川哲也君） 後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

一般会計と同様に、決算書の19ページから44ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明申し上げます。

19、20ページをお開き願います。

まず、歳入であります。第1款市町村支出金の第1項第1目事務費負担金は、制度運営に要する事務費などの共通経費と歯科健康診査事務費に係る市町村の負担金であります。

21、22ページにまいりまして、第2目保険料等負担金の第2節保険基盤安定負担金は、保険料の軽減措置に係る市町村の負担金であります。

23、24ページ、第3目療養給付費負担金は、当該市町村に住所を有する被保険者に対する療養給付費のうち、その12分の1に相当する市町村の負担金であります。

25、26ページ、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、医療給付に係る国庫負担金で

あります。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金は、被保険者の所得格差による広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金と、災害その他特別な事情がある場合に交付される特別調整交付金であります。

第2目保健事業補助金は、被保険者の健康診査の実施に対する補助金、第3目総務費補助金は、後発医薬品の使用促進と医療機関の適正受診に関する普及啓発事業等に対する補助金、第4目特別高額医療費共同事業補助金は、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業への拠出に対する補助金、第5目後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う福島第一原発事故の被災者に対する一部負担金の免除や保険料の減免措置などに対する補助金であります。

27、28ページをお開き願います。

第7目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、低所得者への保険料軽減措置等に要する費用に対する補助金であります。

次に、第3款県支出金、第3項県補助金は、東日本大震災の被災者を対象とした一部負担金免除措置に係る補助金であります。

第4款支払基金交付金は、現役世代が加入する被用者保険等からの支援金として、医療給付費の約4割相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

29、30ページ、第5款特別高額医療費共同事業交付金は、先ほど国庫補助金で御説明いたしました国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業による交付金であります。

飛びまして、31、32ページをお開き願います。

第11款諸収入、第2項預金利子は、歳計現金の運用に係る利子収入で、一般会計と案分しております。

次に、歳出であります。33、34ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項第1目一般管理費の内容は、34ページ、36ページの備考欄に記載しておりますが、主なものは、各種通知のための郵便料、制度運営に係る各種業務委託料や電算処理システム機器の借り上げ料などです。

35、36ページ、第2項賦課徴収金は、被保険者の情報提供業務委託料が主なものです。

次に、35ページから38ページにかけて、第2款保険給付費は、被保険者が医療を受けたときの療養給付や自己負担が高額となった場合の軽減制度である高額療養費の給付など、保

険給付に係る経費であります。

そのうち、37、38ページの第1項療養諸費の第5目審査支払手数料は、国保連に委託している診療報酬等の審査支払業務に要する経費、第3項その他医療給付費の第1目葬祭費は、被保険者が亡くなられた場合に、1人当たり3万円を支給したものであります。

次に、第3款県財政安定化基金拠出金は、県が設置している後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金で、国及び県と同額を拠出しております。

39、40ページをお開き願います。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政負担の緩和のために設けられた当該事業への拠出金であります。先ほど歳入で御説明しましたが、この拠出金に対し国庫補助金が交付されております。

第5款保健事業費、第1項第1目健康診査費は、被保険者の健康診査や歯科健診事業を実施した市町村、また第2目健康保持増進事業費は、人間ドック等を実施した市町村に対する補助金であります。

41、42ページにまいりまして、第9款諸支出金は、市町村への保険料の還付金あるいは平成28年度以前の療養給付費等の確定に伴う国や県、市町村、支払基金に対する各種負担金、補助金、交付金の返還金であります。

43、44ページの第10款予備費の支出はありませんでした。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 会計管理者からの説明が終わりました。

引き続き、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。

菅原代表監査委員。

○代表監査委員（菅原和彦君） 平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要を申し上げます。

審査の結果、決算書及び関係書類については、地方自治法など関係法令の定めるところにより適正に調製されており、また、決算書等の計数は、関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

今後も安定した医療保険制度の運営のため、保険料収納率の向上や収入未済額の縮減に努めるとともに、適正受診の促進や保健事業の推進により医療費の適正化を図るなど、市町村

や関係機関との連携を図りながら、健全な財政運営を確保されるよう望むものであります。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

○議長（菅原恒雄君） 監査委員からの決算審査報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ないですか。質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

認定第2号「平成29年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は認定することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定することに決しました。

ここで代表監査委員が退席いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時25分

---

○議長（菅原恒雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第13号から議案第16号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第6、議案第13号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」、日程第7、議案第14号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」、日程第8、議案第15号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」及び日程第9、議案第16号「損害賠償請求控訴事件における上告受理申立ての専決処分に関し承認を求めることについて」までを一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議案書3ページから4ページをお開き願います。

議案第13号「岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により、高額療養費の算定基準額等の見直し等、所要の整備を行うため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、平成30年8月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書5ページから6ページをお開き願います。

議案第14号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく指示により設定された、いわゆる避難指示区域等に住所を有していたことにより避難を行った被保険者に係る平成30年度相当分の後期高齢者医療保険料を減免の対象とするなど、所要の整備を行うため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、平成30年7月23日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書7ページをお開き願います。

議案第15号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億9,256万2,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出そ

れぞれ1,567億9,941万8,000円とするものであります。

議案書8ページ、9ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。

なお、別冊になっております平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書についてもお目通し願います。

議案書は8ページを御覧願います。

歳入についてであります。第9款の繰越金13億9,256万2,000円の増額であります。

9ページを御覧願います。

歳出であります。第9款の諸支出金13億9,256万2,000円の増額であります。

平成29年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金について、保険給付費の確定に伴い超過交付金を返還するため、後期高齢者医療特別会計について所要額の補正を行う必要が生じたことから、平成30年9月10日に専決処分を行ったものであります。

次に、議案書10ページをお開き願います。

議案第16号「損害賠償請求控訴事件における上告受理申立ての専決処分に関し承認を求めることについて」であります。第三者行為に係る損害賠償請求事件の控訴審判決に対し不服があったため、上告受理申し立ての必要が生じたことから、平成30年8月16日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第13号から議案第16号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） 議案審議を行います。

議案第13号から議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

千田議員。

○27番（千田 力君） 27番 千田です。

最後の議案第16号の専決処分に関する承認を求めることについてであります。これについては、過去の判例等を精査されて最高裁に上告するという事は、当連合会の権利、利益を守るものであり、これは相当だろうと考えるところであります。時間の関係もあり、専決処分は相当だろうと理解するところであります。

私の聞きたいところは、原判決、盛岡の原判決と控訴審判決、そこで損害賠償に係る起算

日が違った判決が出ているということですから、仙台高裁の判決の理由、判決要旨は出ておりますけれども、判決の理由が詳細にわかりませんので、その辺はどのようなところに論点を置いて判決が下されているのか、その点を説明いただき理解を深めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原恒雄君） 答弁願います。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） お答えいたします。

私どもも、その辺のところを知りたいわけでございますけれども、その判決文しかございませんでしたので、その辺を改めて最高裁まで上告申し上げるということで弁護士とも相談した結果でございます。

以上でございます。

○議長（菅原恒雄君） 千田議員。

○27番（千田 力君） 当然に、原判決と控訴審判決の結果が違うのですから、その判決を最高裁に求めるというのは当然私も理解するところですが、仙台高裁として、遅延損害金の起算日が7年も違うというようなことは、やっぱり理由があつて仙台高裁としては判決を言い渡したものだろと理解をするところであります。ですから、仙台高裁はどのような理由づけで、そのような判決を下したのかと、そういう説明があるだろと思います。そこを簡略に御説明いただければ、私が理解するところでございますけれども、そこが不明といたしますか、そういうことですので再度質問した次第でございます。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） お答えいたします。私どもも、そのように疑問が生じました。それで、弁護士に確認したところ、やはり説明がない、このとおりの判決でしかないということでしたので、それを明らかにするためにはどのようにすればいいかという方法が、この最高裁への上告申立てということで、弁護士も納得ができず、また、今までの判例に照らし合わせましても疑義が生じるということございましたので、最高裁に上告申立てをすることになったものでございます。私たちも不明な点がございましたので、このような形にさせていただきます。

以上です。

○議長（菅原恒雄君） 千田議員、いいですか。

千田議員。



○27番（千田 力君） よくないわけですがけれども、そういう説明しかなかったという状況であれば、やむを得ないと言うしかいたし方がないわけですがけれども、私も判決理由があると思うんです、こういう根拠でこういう判決をしたと。それがないということは、ちょっと腑に落ちないところでありますが、第3回目の質問でございますから、これ以上追及はしませんけれども、そういうことを開示して、我々の理解のもとでこういうことが進められるというのが理想的であると思います。

しかし、広域連合の権利、利益を守る上告でありますから、それは理解をいたしますけれども、その過程については、もう少し議員にも開示をしていいのではないかと、こう思います。現時点で資料なり何なりがないというのであれば、やむを得ないのでここでやめますが、そう私は思うところであります。

以上であります。

○議長（菅原恒雄君） 吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） 議員のおっしゃること、そのとおりだと思います。私たちも、そのとおりに感じまして、この事態を解決するべく、いろいろ問い合わせたりしたものでございますが、このとおりでございます。

議員の皆様方にきちっと説明できるような資料を求めていくものが、私たちの使命だと思っておりますけれども、このような形になりましたので、これからは、その辺も改めて意識しながら業務に勤しんでいきたいと思っておりますので、今日のところはこの辺で御勘弁いただきたいと思います。

○議長（菅原恒雄君） そのほかにないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） ないようですので、質疑を終わります。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第13号から議案第16号までを一括採決いたします。

本案は承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第16号は承認することに決しました。

---

◎議案第17号及び議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原恒雄君） 日程第10、議案第17号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第11、議案第18号「平成30年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を一括議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田春彦君） では、次の説明から、岩手県後期高齢者医療広域連合の組織名につきましては省略させていただきたいと存じますので、御了承願います。

議案書11ページをお開き願います。

まず、議案第17号「平成30年度一般会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ784万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億443万4,000円とするものであります。

議案書12ページ、13ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄を御覧願います。

また、別冊となっております平成30年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書についてもお目通し願います。

平成29年度決算において剰余金が確定したことから、財政調整基金への積立金の増額を行うため、所要額の補正を行うものであります。

次に、議案書15ページをお開き願います。

議案第18号「平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25億9,343万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,593億9,285万1,000円とするものであります。

議案書16ページ、17ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額の欄等を御覧願います。

なお、別冊となっております平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明についてもお目通し願います。

平成29年度の療養給付費負担金等について、国、県、市町村への返還金等が生じるほか、平成29年度決算において剰余金が見込まれるため、財政調整基金への積立金の増額に係る所要額の補正を行うものであります。

以上、議案第17号及び議案第18号につきまして御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原恒雄君） これより議案審議を行います。

議案第17号及び議案第18号に対する質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 質疑を終わります。

意見はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原恒雄君） 意見を終わります。

これより採決に入ります。

議案第17号及び議案第18号を一括採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○議長（菅原恒雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（菅原恒雄君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉会 午後 2時42分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 菅 原 恒 雄

署 名 議 員 小 松 則 明

署 名 議 員 高 宮 一 明